

調布市手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例  
検討委員会 報告書  
(案)

令和6年 月

## <目次>

はじめに .....	2
1 「手話言語条例」とは .....	2
2 「障害者の意思疎通に関する条例」（意思疎通支援条例）とは.....	2
第1章 条例検討の背景 .....	3
1 障害者権利条約における位置づけ .....	3
2 国の動向 .....	4
3 他自治体の動向 .....	5
4 その他サービスの拡充 .....	6
5 調布市の現状 .....	7
第2章 検討経過 .....	11
1 条例検討委員会の設置 .....	11
2 パブリック・コメント手続 .....	13
第3章 条例案 .....	14
1 2条例とする意義 .....	14
2 両条例の関係 .....	14
3 障害者の意思疎通における課題の整理 .....	16
4 調布市手話言語条例（案） .....	24
5 調布市障害者の多様な意思疎通に関する条例（案） .....	25
第4章 条例制定後の動き .....	26
1 条例の周知 .....	26
2 条例制定後の取組として期待すること .....	26
おわりに .....	27
資料 .....	28
調布市手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例検討委員会設置要領.....	28

# はじめに

## 1 「手話言語条例」とは

「手話」は、物の名前や抽象的な概念等を手指、体及び顔の部位等の動きを使って視覚的に表現する独自の語彙及び文法を持つ一つの言語です。

「手話言語条例」は、「音声言語」（聴覚と口頭による音声でコミュニケーションを行うことを中心とする言語）としての日本語とは異なる独自の「言語」としての「手話言語」の理解と普及を図るものです。

## 2 「障害者の意思疎通に関する条例」（意思疎通支援条例）とは

人と人との意思疎通を図り、相互に思いや考えを伝え、理解を深め合うことは、全ての人に保障されるべき基本的な権利です。

一人一人様々である障害の特性に応じて、障害者が意思疎通のための手段を自ら選択できる機会を確保し、又は適切な意思疎通における配慮、支援等を受けることで、円滑なコミュニケーションを図ることができます。

「障害者の意思疎通に関する条例」（意思疎通支援条例）は、様々な障害特性に応じた意思疎通（コミュニケーション）に関する手段、配慮、支援等の理解と普及を図るものです。

### ○ 障害特性に応じた意思疎通支援の例

- ・意思疎通において使用する障害特性に応じた「手段」  
⇒手話通訳、要約筆記及び筆談等の文字表記、代筆・代読、点字、音声、触手話、指文字、指点字、絵図等の視覚的表現、平易な表現、身振り、ICT（情報通信技術を用いた機器又はソフトウェアなど
- ・障害特性に応じた意思疎通における「配慮」や「支援」  
⇒ゆっくりとわかりやすい言葉で伝える。  
具体的に、一つずつ伝える。  
本人のペースで話に耳を傾ける。  
選択肢を示す、「はい」「いいえ」で答えやすい質問をする。など

# 第1章 条例検討の背景

## 1 障害者権利条約における位置づけ

平成18年12月に「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）が第61回国連総会で採択されました（平成20年5月発効）。

障害者権利条約は、全ての障害者の人権及び基本的自由の享有の確保と、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的としており、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における取組を締約国に対して求めています。

その中で、手話が言語に含まれること及び意思疎通の権利が明記されました。我が国でも、平成26年1月にこの条約が批准されています。

### ○ 障害者の権利に関する条約 ※抜粋

#### 第二条 定義

この条約の適用上、

「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）をいう。

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

（以下略）

#### 第二十一条 表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会

締約国は、障害者が、第二条に定めるあらゆる形態の意思疎通であって自ら選択するものにより、表現及び意見の自由（他の者との平等を基礎として情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由を含む。）についての権利を行使することができることを確保するための全ての適切な措置をとる。（以下略）

## 2 国の動向

### (1) 障害者基本法における位置づけ

国内法においても、平成 23 年 8 月に「障害者基本法」が一部改正され、手話が言語に含まれること及び意思疎通の手段の選択の確保について明記されました。

#### ○ 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号） ※抜粋。下線は事務局にて付記

（地域社会における共生等）

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

### (2) 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法

令和 4 年 5 月には、全ての障害者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するための施策の推進について定めた「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）が施行されています。

### 3 他自治体の動向

#### (1) 自治体における条例の制定

前述のような背景のもと、全国の自治体においても言語としての手話言語条例及び障害者の意思疎通に関する条例（意思疎通支援条例）の制定が広がっています。

#### ○ 全国自治体における条例制定状況

	手話言語条例	意思疎通支援条例 (情報・コミュニケーション支援条例)
都道府県	38	12
区	21	15
市	358	85
町	114	8
村	7	0
合計	538	120

#### ○ 都内自治体における条例制定状況

	手話言語条例	意思疎通支援条例 (情報・コミュニケーション支援条例)
東京都	制定済(1)	未制定(0)
区	21	15
市	2	1
町村	0	0
合計	24	16

注1) 「一般社団法人全日本ろうあ連盟」ホームページより引用（令和6年6月25日現在）

・手話言語条例マップ (<https://www.jfd.or.jp/sgh/joreimap>)

・情報・コミュニケーション支援条例マップ (<https://www.jfd.or.jp/sgh/jocomap>)

注2) 「手話言語条例」及び「意思疎通支援条例」について、それぞれ単独で制定している自治体と、一つの条例に両方の要素を含めて制定している自治体があります。

#### (2) 東京都手話言語条例

東京都においても、令和4年9月に「東京都手話言語条例」が施行され、手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、手話を使用しやすい環境づくりを推進することにより、手話を必要とする者の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会の実現が目指されています。

## 4 その他サービスの拡充

---

その他にも、次に掲げる例のような手話の利用や障害者の意思疎通支援に関する施策、サービスの充実が進められています。

### (1) 電話リレーサービス（総務省）

聴覚障害者や発話に困難のある方との電話を、手話や文字チャットと音声で通訳することにより、24時間365日、即時双方向につながることのできるサービスです。普段の会話や仕事上での電話、警察や病院等への緊急通報等に利用ができる、法律に基づいた公共インフラとなっています。

### (2) 「緊急ネット通報」・「119番ファクシミリ通報」（東京消防庁）

音声による119番通報が困難な方のために、携帯電話等のウェブ機能を利用した緊急通報を受信できるシステムが導入されています。対象となる方は、聴覚または音声・言語機能等に機能障害がある方で、利用には事前登録が必要。他、「119」をダイヤルし、ファクシミリを送信し、緊急通報をする方法もあります。

### (3) 失語症者向け意思疎通支援モデル事業（東京都）

都内に失語症当事者と意思疎通支援者が集まる会話サロンを設置し、失語症者の意思疎通を支援する事業。東京都が養成した失語症者向け意思疎通支援者参加の下、現在都内2か所（中央区・小金井市）が委託を受け、サロンを開催しています。現在調布市では未実施です。

## 5 調布市の現状

### (1) 障害者手帳所持者数

調布市における各種障害者手帳の所持者は、令和4年度末時点で身体障害者手帳所持者は5,124人となっています。そのうち、聴覚平衡機能障害者は465人です。愛の手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者とあわせると9,389人となり、市の人口(238,952人。令和5年4月1日時点)の約3.9%となっています。

近年の推移では、身体障害者手帳所持者はほぼ横ばいですが、愛の手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。

障害者手帳種別		所持者数(人)
身体障害者手帳	視覚	347
	聴覚平衡機能	465
	音声言語	84
	肢体不自由	2,323
	内部	1,905
愛の手帳		1,455
精神障害者保健福祉手帳		2,810

(令和4年度調布市事務報告書より)

### (2) 調布市における手話・意思疎通・情報保障に関する支援

調布市においても、これまで手話の普及や障害者の意思疎通・情報保障に関する施策・事業を推進してきました。

#### ① 手話通訳者登録者数(調布市社会福祉協議会) (単位:人)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
33	38	41	37	38

(令和4年度調布市社会福祉協議会事業報告書より)

#### ② 手話通訳者等派遣実績

##### ア 個人派遣

聴覚障害者等のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者及び要約筆記者を派遣しています。

- i) 調布市社会福祉協議会(手話通訳者のみ)への補助
- ii) 東京手話通訳等派遣センター(手話通訳, 要約筆記)への委託



(単位：件数)

内容		令和2年度	令和3年度	令和4年度
手話通訳者派遣		590	639	608
要約筆記者派遣	手書きノートテイク派遣	0	2	4
	PCノートテイク派遣	9	13	0
	全体投影手書き方式派遣	0	0	0
	全体投影PC方式派遣	0	1	0

(注) 件数は、i) + ii) の合計

(令和4年度調布市事務報告書より)

#### イ 団体派遣

市（委託業者を含む）や市内民間団体を対象とし、講演会、説明会、会議、研修、各種催し等における手話通訳者を派遣するものです。市から調布市社会福祉協議会に斡旋業務を委託しています。

<令和4年度実績> (単位：件)

依頼元	令和4年度
市（委託先含む）	51
非営利団体	15
社協	31
合計	97

(令和4年度調布市社会福祉協議会事業報告書より)

#### ③ 手話講習会

聴覚障害者と手話でのコミュニケーションをとることを目指す人を対象に、調布市社会福祉協議会が実施しています。令和4年度は、入門クラス18回・基礎クラス23回・養成クラス27回を実施しました。

<令和4年度実績> (単位：人)

コース名	受講者数	修了者数
入門クラス	49	38
基礎クラス	31	29
養成基本クラス	9	9
養成応用クラス	5	5
合計	94	81

(令和4年度調布市社会福祉協議会事業報告書より)

#### ④ 中途失聴・難聴者のための手話講習会

中途失聴・難聴者を対象に、コミュニケーション手段確保と当事者同士の交流の場として、手話の学習機会の場として調布市社会福祉協議会が行っています。

<令和4年度実績> (単位：人)

コース名	受講者数	修了者数
初心者クラス	8	5
経験者クラス <sup>(※)</sup>	5	1
合計	13	6

※経験者クラスは、修了後も1年継続できる仕組みとなっており、受講者数の5名のうち4名は継続者。新規修了者が1名。

(令和4年度調布市社会福祉協議会事業報告書・令和4年度調布市事務報告書より)

### ⑤ 調布市立図書館 利用支援

印刷文字による読書が困難な方には、資料の音訳・点訳・拡大サービス、来館が困難な方には宅配サービス、障害のある子どもたちには布の絵本貸出し等を行い、併せてその業務に携わる協力者（市民）の養成を行っています。

- ・録音図書・点訳図書の貸出
- ・マルチメディア DAISY の貸出
- ・対面朗読
- ・音訳・点訳プライベートサービス
- ・大活字本
- ・拡大読書器
- ・機器の貸出：(DAISY 再生機・盲人用テープレコーダー等)
- ・音声読み上げパソコン
- ・読書案内：テープ版・DAISY 版・点字版で作成
- ・筆談器（各図書館のカウンターに筆談器を設置。FAX での予約連絡）

#### ア 利用支援サービスの有効登録者数

個人 258 人

#### イ 貸出数

<令和4年度実績>

テープ図書 (タイトル数)	テープ雑誌 (タイトル数)	DAISY 図書 (タイトル数)	DAISY 雑誌 (タイトル数)	マルチメディア DAISY 図書(タイトル数)	点字図書 (冊数)	布の絵本 (点数)
63	0	2,186	130	77	10	75

## ウ 音訳・点訳サービス

<令和4年度実績>

録音図書		対面朗読		
DAISY (タイトル数)	マルチメディア DAISY (タイトル数)	回数	時間	点訳サービス (枚数)
189	16	44	71	2,979

※利用支援における資料作成のための点訳者 28 人，音訳者 29 人，マルチメディア DAISY 製作者 2 人，布の絵本製作者 32 人 (令和4年度調布市事務報告書より)

## エ 講座・育成サークル等 (令和4年度調布市事務報告書より抜粋)

- ・音訳者養成講座(初級):音訳入門
- ・調布ブライユ(点訳):月2回。市議会だより,ふくしの窓等の点訳。その他,点訳作業の打合せと点訳資料の校正。
- ・点訳くすのき(点訳):月2回。「市報ちょうふ」,行政資料等の点訳。その他点訳作業の打合せ。

## ⑥ 市政広報関連

### ア 声の広報

市報定例号及び新春号の年24回分をボランティアの協力により録音し,視覚障害者等の希望者(1回につき約8本)に郵送配布しています。

### イ 市報ちょうふテキスト版

市報ちょうふのテキストデータを,音声読み上げソフトを利用している視覚障害者等の希望者(56人)にメール配信しています。

(令和4年度調布市事務報告書より)

## ⑦ 調布市文化・コミュニティ振興財団施設における対応

「調布市文化会館たづくり」「グリーンホール」「せんがわ劇場」において,下記対応が可能なイベントにマーク記載があります。

- ・手話
- ・字幕
- ・FM 集団補聴装置使用可能

## ⑧ 市民活動団体及びサークル

- ・保健・医療・福祉・障害者支援関連の市民活動団体

調布市内のボランティアグループ・市民活動団体・NPO 法人等の情報を一覧にした冊子に「保健・医療・福祉:障害者支援」の項目に各障害者団体や手話サークル,点字サークル等が掲載されています。

- ・手話サークル調布の会

## 第2章 検討経過

### 1 条例検討委員会の設置

調布市における条例の検討に当たり、当事者や家族、関係機関の意見を反映するため、学識経験者、障害福祉サービス事業者、当事者、市民公募委員等で構成される「調布市手話言語及び障害者の意思疎通支援に関する条例検討委員会」を令和5年11月から設置し、条例の内容の検討を行いました。

#### (1) 委員構成

(敬称略・順不同)

	氏名	所属・肩書等	分野
1	朝日 雅也	埼玉県立大学 名誉教授	学識経験者
2	松田 峻	藤岡毅法律事務所（弁護士）	
3	井村 茂樹	調布市聴覚障害者協会 会長	障害者団体
4	愛沢 法子	調布市視覚障害者福祉協会 会長	
5	進藤 美左	特定非営利活動法人調布心身障害児・者親の会 会長	
6	菅野 道生	調布市高次脳機能障害者支援機関連絡会（特定非営利活動法人高次脳機能障がい者活動センター調布ドリーム）	
7	沖田 弘二	調布失語症友の会「話楽」	
8	高木 真知子	調布市登録手話通訳者の会 会長	手話通訳者
9	田島 誠	社会福祉法人調布市社会福祉協議会 地域推進課 在宅支援担当課長	手話通訳者 派遣団体
10	河井 美里	社会福祉法人調布市社会福祉事業団 調布市障害者地域生活・就労支援センターちょうふだぞう	相談支援 事業所
11	伊地山 敏	市民公募委員	市民代表 (公募)

○委員長が特に必要と認めた者（第4回委員会より参加）

	氏名	所属・肩書等	分野
12	江頭 由香	調布精神障害者家族会かささぎ会 会長	障害者団体

## (2) 検討委員会の開催経過

時期	検討委員会（主な議題）
令和5年 11月29日(水)	第1回検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員委嘱</li> <li>・ 委員長・副委員長選出</li> <li>・ 条例検討の背景について</li> <li>・ 調布市の現状について</li> <li>・ 検討スケジュールについて</li> <li>・ 条例の骨子について</li> </ul>
令和5年 12月19日(火)	第2回検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例素案について</li> <li>・ 条例の骨子について</li> <li>・ 条例の前文について</li> </ul>
令和6年 1月30日(火)	第3回検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 失語症者向け意思疎通支援モデル事業について（報告）</li> <li>・ 「手話言語条例」と「障害者の意思疎通に関する条例」の関係について</li> <li>・ 調布市手話言語条例（素案）について （前文及び各条（第1条～第6条）検討）</li> <li>・ 調布市障害者の意思疎通に関する条例（素案）について （前文及び各条（第1条～第6条）検討）</li> </ul>
令和6年 3月5日(火)	第4回検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調布市手話言語条例（素案）について （各条（第7条～）検討）</li> <li>・ 調布市障害者の意思疎通に関する条例（素案）について （各条（第7条～）検討）</li> </ul>
令和6年 5月14日(火)	第5回検討委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者の意思疎通における課題整理について</li> <li>・ 調布市障害者の意思疎通に関する条例（案）について</li> <li>・ 調布市手話言語条例（案）について</li> <li>・ 条例検討委員会報告書の骨子について</li> </ul>
令和6年6月5日 ～7月4日	パブリック・コメント手続き <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例案を市民に公表し、期間を定めて内容への意見を募集</li> </ul>

令和6年 7月16日(火)	第6回委員会 ・パブリック・コメント手続の実施結果について ・調布市手話言語条例(案)について ・調布市障害者の多様な意思疎通に関する条例(案)について ・条例検討委員会報告書(案)について ・条例制定後の周知等について
令和6年 月	本報告書の作成・提出

## 2 パブリック・コメント手続

検討委員会での検討をもとに作成した条例案について、調布市パブリック・コメント手続条例(平成26年調布市条例第24号)に基づき、市民に公表し意見を募集するパブリック・コメント手続を実施しました。

### (1) 実施期間

令和6年6月5日(木)から7月4日(水)まで

### (2) 実施場所

市役所2階障害福祉課，公文書資料室，神代出張所，各図書館・各公民館・各地域福祉センター，みんなの広場(たづくり11階)，市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階)，子ども発達センター，障害者相談支援事業所(ドルチェ，ちょうふだぞう，希望ヶ丘)，こころの健康支援センター，希望の家，知的障害者援護施設なごみ

### (3) 意見提出件数

44件(12人)

## 第3章 条例案

### 1 2条例とする意義

本検討委員会で取りまとめた条例案は、「調布市手話言語条例（案）」及び「調布市障害者の多様な意思疎通に関する条例（案）」の2つからなります。

「手話言語条例」と「障害者の意思疎通に関する条例」は、いずれも障害者の意思疎通（コミュニケーション）に関わるものです。これらの条例については、全国でもそれぞれ単独で制定している自治体と、一つの条例に両方の要素を含めて制定している自治体があります。

本検討委員会では、両条例は意思疎通に関するものという共通点はあるつつも、独自の言語としての手話言語に関する施策と、音声言語としての日本語をベースとした様々な意思疎通支援に関する施策は、根本的に異なるものとして、言語としての手話の独自性を明らかにする観点からも、2つの条例案としてまとめることとしました。

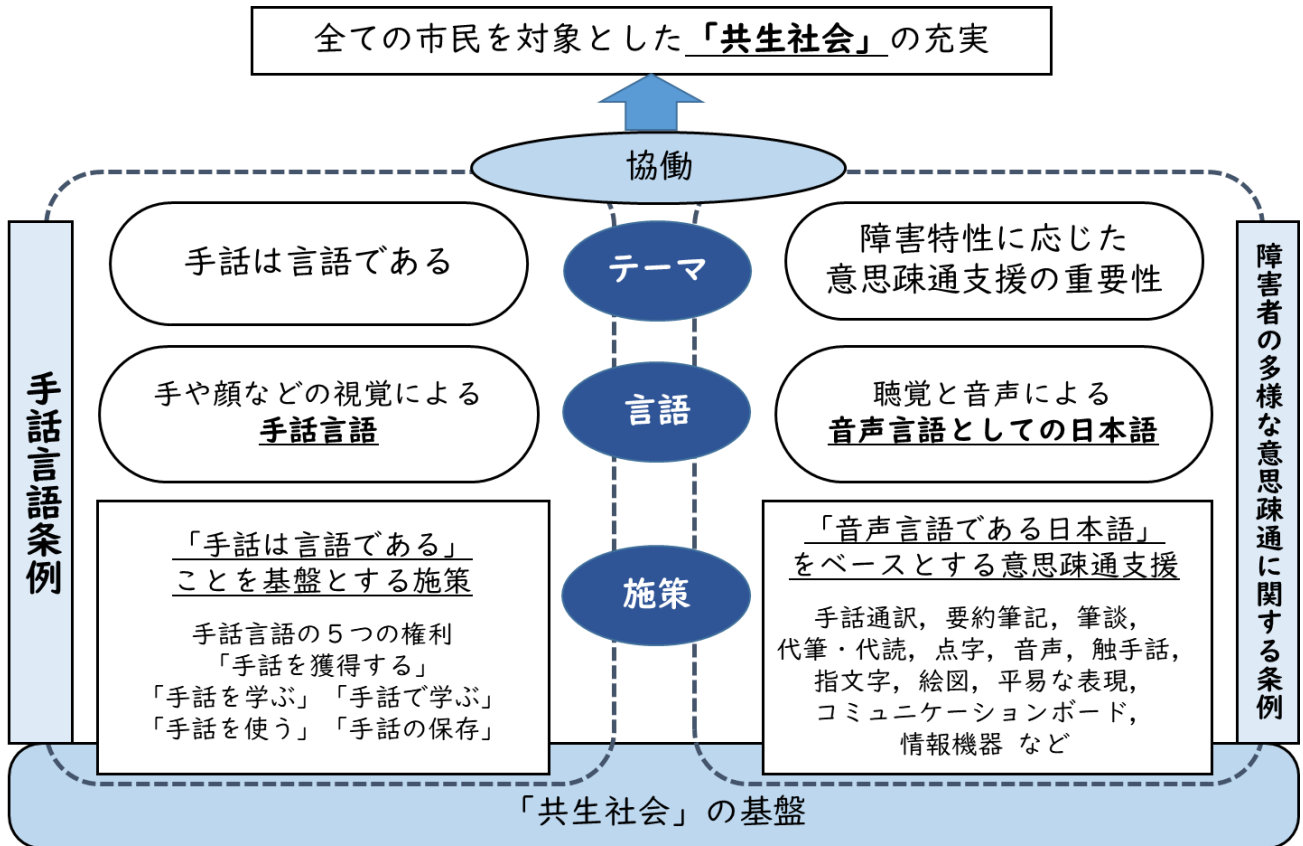
### 2 両条例の関係

「調布市手話言語条例（案）」及び「調布市障害者の多様な意思疎通に関する条例（案）」の2つの条例案においては、「手話は言語である」ことを基盤とする施策については「調布市手話言語条例（案）」に位置付け、音声言語として日本語をベースとする障害者の意思疎通支援に関する施策は「調布市障害者の多様な意思疎通に関する条例（案）」に位置付けることとして整理しています。

しかし、両条例は、それぞれ全く無関係なものではなく、相互に連携、協働しながら、これまで及びこれからの調布市における様々な施策や市民・事業者の活動による「共生社会」の基盤の上に立ち、調布のまちにおいて全ての市民を対象とした共生社会の充実を目指すものです。

■ 2 条例の関係イメージ図

「調布市手話言語条例(案)」と  
「調布市障害者の多様な意思疎通に関する条例(案)」の関係





### 3 障害者の意思疎通における課題の整理

条例案の検討にあたり、障害者の意思疎通に関する課題について整理を行いました。

#### (1) 視覚障害

##### <障害特性>

視覚障害と言っても、様々な見え方があります。まったく見えない、文字等がぼやけて読めない、物が半分しか見えない、望遠鏡を通してのようにしか見えないなどです。

そのため、文字を読むことはできても、歩いているときに障害物にぶつかってしまう方や、障害物を避けてぶつからずに歩くことはできても文字は読めない方もいます。

困ること	支援方法
列が動いたことに気づかず、取り残されてしまった。	電車、バスやタクシーを待っていて、いつのまにか列が動いて取り残されてしまうことがあります。 後ろから黙って押ししたりせず、乗客の列が動いたことを「前に進めます」「列が動きました」などと知らせてください。
初めて入ったトイレで、水洗レバーが見つからない。	トイレの入り口ではなく、個室まで案内し、室内の様子を説明してください。 特に、初めて利用するトイレでは、水の流し方、洋式か和式か、便器の向き、トイレットペーパーや鍵の位置、汚れている部分などが分からなくて困ります。 異性の場合は、近くにいる同性の方に案内をお願いしてください。
横断歩道を渡るタイミングが難しい。	信号の色が変わったときに「青になりました」「渡れますよ、一緒にしましょうか」などと声をかけてください。 歩くときは、本人の希望を確認の上、介助者の腕や肩をつかんでもらい、歩く速さを相手に合わせ、小さな段差についても情報提供してください。なお、信号待ちをしているからといって、必ずしも渡ろうとしているとは限りません。 誘導するときはまず声をかけ、意思を聞いてから誘導してください。
誘導用ブロックの上に物が置かれていて通れない。	道路などに設置されている黄色いブロックは、視覚障害者のための歩行補助の設備です。その上に自転車が置かれていたり、立ち話をしている人がいると視覚障害者はとても困ります。誘導用ブロックの上に立ち止まったり、物を置いたりしないようにしましょう。
盲導犬に声をかけたり、触ったりしてしまう人がいる。	盲導犬がハーネス（胴輪）をつけているときは、仕事をしているときです。 触ったり、声をかけたりせず、温かく見守ってください。

<p>道順を確認する際に、「あそこに」「おこうに」などの代名詞や指さし表現で説明されると、分かりにくいことがある。</p>	<p>方向や位置を説明するときは、視覚障害者が向いている方向にあわせて「あなたの右です」「前方に看板があります」というように、具体的に説明してください。</p> <p>また、目印となる建物を伝えても良いでしょう。他の人にもう一度道を尋ねるときや、援助を受けるときの手助けになります。</p>
---	---

## (2) 聴覚障害

### <障害特性>

聴覚障害には、伝音難聴、感音難聴、伝音難聴と感音難聴の両方を併せ持つ混合難聴の3種類があります。

伝音難聴は常に耳栓をしているような状態で、音が聞こえにくくなるのが特徴です。中耳炎など医学的治療で改善するものも多くあります。

感音難聴は「音」だけでなく「言葉」も聞こえづらくなるのが特徴です。加齢のために起こる老人性難聴は感音難聴のことをいいます。

全く聞こえない方もいれば聞こえづらい方もいて、障害の程度や状態によって様々な生活上の不自由さがあります。

困ること		支援方法
<p>聴覚障害は外見では判断しづらく、周囲に気づいてもらえないことが多くあります。</p>	<p>人との会話に困ることがある。</p>	<p>補聴器を使用している方と話す場合は、相手が聞き取りやすい話し方の工夫が必要です。</p> <p>具体的には、ゆっくりと、文節で区切って「今晚／〇〇さんが／久しぶりに／来ますよ」と話す、相手の顔を見ながら話す、周囲の雑音を少なくするなどです。</p>
	<p>手話を使えば分かると思われる。</p>	<p>聴覚障害のある方が手話を使えるとは限りません。</p> <p>どのような方法（音声・手話・筆談）でコミュニケーションをとれば良いか、本人に尋ねてください。</p>
	<p>声を大きくすれば聞き取れると思われることがある。</p>	<p>音を感じる器官（内耳）に障害がある方も多く、声を大きくしても聞き取れない場合があります。聴覚障害があるからと、やみくもに大声で話すのは避けてください。</p>
	<p>筆談のとき、長い文で説明されると理解しにくいことがある。</p>	<p>長い文は文脈が複雑になるため、内容を理解しにくくなります。筆談をするときは、短く簡潔に書くことが大切です。</p> <p>必要に応じて、記号や図を用いて、分かりやすく表現することを心がけましょう。</p>
	<p>複数の人が同時に話すと、会話についていけない。</p>	<p>1人対1人のときは音声で会話ができる人でも、複数の人に同時に話されてしまうと、言葉の聞き取りが非常に難しくなります。</p>

	会議や交流会など、複数の人が話す場では、できるだけ一人ずつ発言しましょう。 手話通訳者がいるときでも、一人ずつ発言すると通訳がしやすくなり、情報が伝わりやすくなります。
事故などの緊急時の状況が分からず、困ってしまふ。	困っている様子が分かったら、進んで声をかけ、意思を確認して援助をしましょう。

### (3) 知的障害

#### <障害特性>

知的障害とは、知的機能の障害が発達期（おおむね18歳未満）にあらわれ、日常生活の中でさまざまな不自由が生じることをいいます。例えば、複雑な事柄やこみいった文章・会話の理解が不得手であったり、おつりのやりとりのような日常生活の中での計算が苦手だったりすることがあります。

また、障害のあらわれ方は個人差が大きく、少し話をしただけでは障害があることを感じさせない方もいます。しかし、自分のおかれている状況や抽象的な表現を理解することが苦手であったり、未経験の出来事や状況の急な変化への対応が困難であったりする方は多く、支援の仕方も一人ひとり異なります。

困ること	対応方法
学習に時間がかかったり、忘れてしまふことがある。	仕事の仕方を覚えても、翌週になると忘れてしまったり、三つの仕事を指示されると混乱してしまふ、一つしか実行していなかったりすることがありますが、意欲がなかったり、反抗しているわけではありません。やることを具体的にメモに書いて渡したり、一つひとつ指示をすることが大切です。
状況に応じた行動をすることや見通しをもつて考えることが難しい。	いつも通っている道路が工事中で通行止めになっているなど、予想外の出来事に臨機応変に対応したり、状況に応じて適切とされる行動をとったりすることが難しい場合があります。 困っている様子に気づいたら、まず話しかけて希望を聞いてください。
自信が持てず、誤解されやすい行動をとってしまう。	失敗した経験などがあると、自信が持てず消極的になりがちです。その逆で、できないことでも「できる」といってしまうことがあります。障害のある方が成功体験を通して自信を持てるように、できることに目を向けた支援が求められます。
案内板などの表示の意味を理解することが困難。	絵や記号を用いて分かりやすい内容にしましょう。 また、文字を書く場合は漢字にふりがなをつけましょう。

相手の気持ちを考えて行動をすることが難しい。	知的障害のある方は、相手の説明の意図を汲んだり、詳しい説明を求めたりすることが難しいため、対人関係をうまく築けないことがあります。そういった場合にも、分かりやすい言葉で、対応するように心がけましょう。
子供に対するような話し方をしてくる人がいる。	相手の年齢に応じた言葉づかいで話しましょう。

#### (4) 発達障害

##### <障害特性>

発達障害は特性により大きく以下の3つに分類され、脳機能の発達に関係する障害で、家庭環境や親の育て方が原因となるものではありません。

発達障害のある人は、他人との関係づくりやコミュニケーションなどが苦手な場合が多く、その言動が誤解されてしまうこともあります。障害の種類や程度、年齢や性格などにより個人差があり、望ましい対応方法も個別的・具体的にかなり違ったものとなりますが、子供のうちからの「気づき」や「適切なサポート」、障害に対する私たち一人ひとりの「理解」が大切です。

##### <発達障害の分類>

- 自閉スペクトラム症（ASD）：言葉や、言葉以外の方法、例えば、表情、視線、身振りなどから相手の考えていることを読み取ったり、自分の考えを伝えたりすることが不得手である、特定のことに強い興味や関心を持っていたり、こだわり行動があるといったことによって特徴付けられます。
- 注意欠如・多動症（ADHD）：発達水準からみて不相応に注意を持続させることが困難であったり、順序立てて行動することが苦手であったり、落ち着きがない、待てない、行動の抑制が困難であるなどといった特徴が持続的に認められ、そのために日常生活に困難が起こっている状態です。12歳以前からこれらの行動特徴があり、学校、家庭、職場などの複数の場面で困難がみられます。
- 限局性学習障害（LSD）：知的発達には遅れがないのに、「聞く」、「話す」、「読む」、「書く」、「計算する」、「推論する」などの特定の能力を学んだり、行ったりすることが困難な状態をいいます。

困ること	対応方法
他の子たちが簡単にしていることが、上手にできない。	頭ごなしに叱ったり、できないことを責めたりしないことが大切です。 注意をする場合は、努力している点やうまくできている点をほめた上で、どのようにすればもっと良くなるかをわかりやすく、前向きな表現で伝えましょう。

<p>言葉で説明されたことを理解するのが難しい。</p> <p>または、見ただけでは理解するのが難しい。</p>	<p>自閉スペクトラム症などの特性を持っている人の多くは、言葉で伝えられるよりも、目で見て分かる情報の方が理解しやすいといわれています。または見ただけでは理解するのが難しい人もいます。その人が理解しやすい方法を用い、例えば写真や絵を添えたりして、丁寧な説明すると理解しやすくなります。</p>
<p>目上の人には敬語を使うなどの場面や立場を考慮した発言が苦手。</p> <p>いわゆる「暗黙のルール」など、明文化されていないことが分かりにくい。</p> <p>(職場等)</p>	<p>上手く対応できなかったことをノートなどにまとめ、必要ときには一緒に確認しながら行動するようにしましょう。また、定期的に振り返りを行うと、より効果的です。</p>
<p>作業の手順や段取りを自分で考えることが苦手な場合がある。</p> <p>一つの仕事をしながら、同時に別のことをこなすことが難しい。(職場等)</p>	<p>見てわかりやすいよう写真や絵を添えた作業手順をマニュアル化したり、タイムスケジュールを作ったりするなど、業務において曖昧になりがちなことを減らすことが大切です。</p>

## (5) 精神障害

### <障害特性>

精神障害とは、精神疾患のため精神機能の障害が生じ、日常生活や社会参加に困難をきたしている状態のことをいいます。病状が深刻になると、判断能力や行動のコントロールが著しく低下することがあります。正しい知識が十分に普及していないこともあり、精神疾患というだけで誤解や偏見、差別の対象となりやすく、社会参加が妨げられがちです。

### <精神障害の種類>

- 統合失調症：被害妄想・幻聴・興奮・思考の脈絡の乱れ・感情の平板化・意欲や自発性が低下し閉じこもりがちになるなどの症状が見られます。思春期・青年期に発症することが多く、経過が長期にわたるため、福祉的な支援が必要となる人も少なくありません。薬物療法などで改善します。再発予防のためには服薬が有効です。
- 気分障害（躁うつ病，うつ病，躁病）：うつ状態では、憂うつな気分・意欲の減退・自責的で悲観的な考えが見られ、不眠や食欲低下などの症状もあらわれます。躁状態では、爽快気分，過剰な活動性，誇大的な考え，浪費や性的逸脱などのトラブルの発生が見られます。この病気は薬物療法などで改善します。再発予防に服薬や精神療法が有効です。また，うつ状態では自殺企図に注意が必要です。
- 神経症・ストレス関連障害〈パニック障害〉強い不安と動悸や呼吸の困難感などが突然出現します。〈恐怖症〉対人場面などへの恐怖感が強く生活に支障をきたします。〈強迫性障害〉何度も確認しないと気が済まないなど強いこだわりを持つ障害です。〈心的外傷ストレス障害 (PTSD)〉犯罪被害などを契機として被害場面が突然思い出

されたり、それを想起できる場所を回避したりしてしまいます。

- アルコールや薬物依存症：アルコールや覚せい剤などの乱用を、自分の意志だけではやめられず、身体面や社会生活に問題が生じて、周囲も大きな影響を受けます。
- 認知症：脳萎縮などの明らかな脳の障害のため、記憶力や判断力が低下する状態です。被害妄想や幻視、夜間の興奮などの症状を伴う場合もあります。
- パーソナリティ障害：著しい性格の偏りによって、物事の受け取り方や対人関係の取り方、感情や衝動性のコントロールの障害が見られます。本人や周囲の人々に苦痛や困難をもたらしがちです。

困ること	対応方法	
マニュアルどおりの内容を早口で説明されると理解ができない。	丁寧に分かりやすく伝えるよう心がけましょう。	対応の一例～統合失調症の方の場合を例に～ 心配事を相談されたとき まず、本人のペースで話に耳を傾けましょう。
入り口やロビーで、どこに行けば良いのか分からずに迷ってしまう。	初めての場所で、初対面の人と話をすることに慣れていない方もいます。 「ご用件はうかがっているでしょうか？」などと声をかけて、来所・来店の目的について確認しましょう。	相手を尊重した聞き方・話し方を心がけましょう。 ときどき、話を具体的に整理しながら会話を進めましょう。  (助言をする場合)
書類の書き方が分からない。	「何かお手伝いしましょうか？」などと声をかけ、記入例を示すと分かりやすいでしょう。 また、書類の記入に時間がかかる場合などは、落ち着いて、ゆっくり書くことができるように、配慮をしてください。	頭ごなしな言い方や命令口調ではなく、「〇〇してみてもいかがでしょうか」など、穏やかな口調で話しましょう。 具体的かつ手短かに、誤解の余地がないように伝えましょう。 お手本や具体例を示しましょう。  (対応が難しいと感じた場合)
入場時に精神障害者保健福祉手帳を提示すると、介護者同伴でないことを理由に断られることがある。	手帳を持っていても一人で外出できる人は大勢います。そのことを理解しましょう。	同意を求められても、違うと思うことや分からないことは率直に伝えましょう。対応できる範囲を明確に伝えましょう。専門機関などと相談をしながら対応しましょう。

## (6) 高次脳機能障害

### <障害特性>

高次脳機能障害とは、脳卒中などの病気や交通事故などで脳の一部を損傷したために、

思考・記憶・行為・言語・注意などの脳機能の一部に障害が起きた状態をいいます。外見からは分かりにくい障害であるために、周りの人から十分に理解を得ることが難しく誤解されてしまうことがあります。

<高次脳機能障害の色々な症状>

- 注意障害 集中力が続かない。気が散りやすい。複数のことを同時にできない。
- 記憶障害 病気やけがの前のことは覚えているのに、新しい出来事を覚えられない。
- 失語 言いたい言葉が出てこない。聞こえていてもその意味が分からない。
- 遂行機能障害 段取り良く物事を進めることができない。優先順位がつけられない。
- 半側空間無視 目では見えているのに、片側に注意がいかないため、見落とししたり、ぶつかったりしやすい。
- 感情と社会的行動の障害 感情や欲求のコントロールができない。やる気が起きない。人柄が変わってしまう。

困ること	対応方法
疲れやすくなり、仕事に集中できなかつたり、イライラしたりしてしまうことがある。 段取り良く、物事を進められない。	疲労やイライラしている様子が見られたら、一休みして気分転換を促すようにしましょう。 「手順を簡単にする」「日課をシンプルにする」など環境の調整をすることも大切です。
コミュニケーションがうまくいかない。 新しいことを覚えにくい。	ゆっくり、分かりやすく、話すことを心がけ、何かを頼むときには、一つずつ具体的に提示しましょう。 情報はメモに書いて渡し、絵や写真、図なども使って説明するようにしましょう。
感情や欲求のコントロールがきかず、些細なことで腹を立てたり、涙もろくなったりする。	環境の変化やマイナス感情への対応が困難で、ストレスが溜まりやすいということを周りの人は理解しましょう。 できるだけ混乱せずに安心して過ごせるように、行動の手がかりが多い環境を作りましょう。
図や表示の意味を理解できないことがある。 文字が読めなくなることがある。 視界の左側(あるいは右側)の空間にある情報を見落としてしまう。	具体的な絵、写真、ジェスチャーなどを活用して分かりやすくしましょう。 また、見落とししてしまう側の空間を意識して、情報を見直す習慣をつけてもらいましょう。

(7) 失語症

<障害特性>

脳卒中や事故が原因で、言葉にかかわる脳の領域が損傷を受け「話す、聞く、読む、書く」ことが不自由になります。全国に失語症のある人は50万人いるといわれています。言葉の困難さを自分で伝えることが難しいので、周囲の人の正しい理解と適切な対応が

求められます。

困ること	対応方法
聞こえているのに言葉の意味が分からない	「じっくり聞く」「ゆっくり話す」「丁寧に確認」を心がけましょう
言葉が出ない・言い誤ってしまう	○簡潔な話しかけをする ○ゆっくり待つ…急かさない，たたみかけない
文字を思い出せない・誤ってしまう	○「はい」「いいえ」で答えやすい質問 ○書いて確認…仮名より漢字，数字は言うより書いて見せる
文字や文章の意味が分からない	○表情・指さし・身振りなどをつける ○一目でわかるものを見せる…例) カレンダー，地図，時計，紙とペン，実物，検索画面など



#### 4 調布市手話言語条例（案）

---

（ここには，第6回委員会での意見等を踏まえた条例の最終案を掲載します。）

## 5 調布市障害者の多様な意思疎通に関する条例（案）

---

（ここには，第6回委員会での意見等を踏まえた条例の最終案を掲載します。）

## 第4章 条例制定後の動き

### 1 条例の周知

---

(第6回委員会での意見等を踏まえて記載します。)

(例)

- ・パンフレット等広報媒体の制作・配布
- ・条例の「わかりやすい版」、逐条解説の作成
- ・市で定める「パラハート月間」(毎年12月)における普及啓発活動
- ・市民向け講演会の開催
- ・東京2025デフリンピック大会と関連したイベント等における普及啓発活動
- ・学校における児童・生徒への普及啓発(副教材制作, 出前講座の活用)

### 2 条例制定後の取組として期待すること

---

(第6回委員会での意見等を踏まえて記載します。)

おわりに

(略)

## 調布市手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例検討委員会設置要領

令和5年10月11日

### 第1 設置

この要領は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第3条第3号に掲げられた趣旨を基に、手話その他の意思疎通のための手段についての理解及び普及を図るとともに、共生社会の充実を目指すことを目的とした調布市手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例（以下「条例」という。）の制定に向け、調布市手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### 第2 所掌事項

委員会は、条例について検討を行う。

### 第3 構成

委員会は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が依頼する者（以下「委員」という。）11人以内をもって組織する。

- (1) 障害者団体代表 5人以内
- (2) 手話通訳を行う者 1人以内
- (3) 手話通訳者の派遣事業を行う者 1人以内
- (4) 障害者相談支援事業を行う者 1人以内
- (5) 学識経験者 2人以内
- (6) 市民代表（公募） 1人以内

### 第4 任期

委員の任期は、市長が依頼した日から第8に規定する設置期間の終了日までとする。

### 第5 委員長及び副委員長

委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### 第6 委員会の招集

委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### 第7 庶務

委員会の庶務は、福祉健康部障害福祉課において処理する。

### 第8 設置期間

委員会の設置期間は、施行の日から令和6年9月30日までとする。

### 第9 雑則

この要領に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。

#### 附 則

この要領は，決裁の日から施行し，設置期間終了をもって廃止する。